

令和4年度

山形県新・生活様式対応支援補助金（新型コロナ対策認証対応型）に係るQ & A

1 制度全般について

問1-1 補助金を申請したいのだが、どこに相談するといいいのか。

答1-1

- ・ 補助金の申請については、各総合支庁地域産業経済課が窓口となります。住所や連絡先についてはチラシや申請の手引きをご覧ください。
- ・ なお、補助金の申請にあたっては、①「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証取得に向けた施設確認において県から指摘を受けた後に設備等を購入し、かつ②再度の施設確認の結果、認証を取得したことが条件となります。まだ施設確認を受けていない場合については、認証に向けた施設確認の予約（申請）を行うようにしてください。

【施設確認についての問い合わせ先】

新型コロナ対策認証事務局（Tel：0570-023-009）

問1-2 どの総合支庁へ申請すればいいのか。

答1-2

- ・ 感染対策を実施する店舗が所在する地域の総合支庁へ申請してください。法人や個人事業主の住所地ではありません。

問1-3 申請すれば必ず補助金をもらえるのか。

答1-3

- ・ 施設確認において県が「設置が必要」または「設置を推奨する」と判断した設備を購入した場合については、補助上限額の範囲内で補助金を交付いたします。県が「設置が必要」等と判断した設備が何かについては、施設確認の際に県の担当者から交付される「山形県新型コロナ対策認証」に係る指摘事項確認票をご確認ください。
- ・ なお、予算は十分用意しておりますが、予算の状況によっては締切（令和5年2月28日）を待たずに受付を終了する場合がありますので、なるべく早期に施設確認のための予約（申請）を行っていただくことをお勧めします。

問 1-4 申請してからどのくらいの期間で支払われるのか。

答 1-4

- ・ 申請書類に不備がない場合は、申請を受け付けてから2～3週間程度でお支払いする予定です。
- ・ なお、申請の混雑状況により多少前後する場合がありますので、ご了承ください。

2 補助要件（補助対象者、補助対象経費等）について

問 2-1 法人又は個人事業主の住所が県外にある場合でも補助対象となるのか。

答 2-1

- ・ 経営する店舗が県内にあり、当該店舗において施設確認における指摘事項を改善するための設備投資等を行った場合は補助対象となります。

問 2-2 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の影響により、休業している場合でも補助対象となるのか。

答 2-2

- ・ 一時的に休業中だったとしても、補助金の受給後も事業を継続する意思がある場合は、補助対象となります。

問 2-3 他の補助金や給付金を受給していても対象となるのか。

答 2-3

- ・ 過去に他の補助金や給付金を受給していたとしても、今回の施設確認における指摘事項を改善するために実施する設備投資（パーティションや換気設備の購入等）について、今年度他の補助金を活用していない場合は、本補助金の対象となります。

問 2-4 従業員数は店舗ごとの従業員数か、会社全体での従業員数か。

答 2-4

- ・ 会社全体での従業員数です。

問 2-5 県による施設確認の結果、特段指摘を受けず「認証」となった場合、補助金を受け取れないのか。

答 2-5

- ・ 本補助金は、県の施設確認において指摘を受けた事項を改善するために必要な設備投資等に要する経費を補助することで、県が作成した認証基準を満たす（感染対策が充実している）店舗を増加させることを目的とした制度です。
- ・ このため、認証を受けた（認証基準を満たしている）店舗については、現状で十分な感染防止対策が行われていると判断されるため、補助金は交付されません。

問 2-6 感染防止に有効と思われる設備を購入した場合は全て補助対象となるのか。

答 2-6

- ・ 県の施設確認において、「改善に必要な設備」と指摘されたもののみが補助対象となります。これ以外のものは補助対象となりません。
- ・ ご自身が何を指摘されたのかについては、施設確認の際に県の担当者から交付される「山形県新型コロナウイルス対策認証」に係る指摘事項確認票をご確認ください。

問 2-7 県内で複数の店舗（飲食店又は宿泊施設）を営んでいる場合、店舗ごとに補助金の申請をすることは可能か。

答 2-7

- ・ 県の施設確認において、経営する複数の店舗で指摘を受けた場合は、店舗ごとに補助金を申請いただくことが可能です。
- ・ 但し、補助上限額はあくまでも「1事業者あたり」の金額となりますので、補助金額は複数店舗分を合算して、飲食店であれば 10 万円（又は 20 万円）、宿泊業であれば 20 万円（又は 40 万円）以内となります。

例）従業員数 8 名、飲食店を 2 店舗（A 店、B 店）経営し、既に A 店において 15 万円の補助金交付を受けている場合

⇒ 補助金額は A 店、B 店あわせて 20 万円以内となるため、B 店において申請できる補助金額は 5 万円まで

問2-8 補助対象となるのは本体費用のみか。それとも取り付け費用や施工費も対象となるのか。

答2-8

- ・ 取り付け費用や施工費も対象となります。

問2-9 補助対象経費に消費税は含めてもいいか。

答2-9

- ・ 消費税は補助対象外です。(補助対象経費には含めません。)
- ・ なお、領収書等に消費税込みの金額しか記載されていない場合は、当該金額を 1.1 で割り返した金額を申請してください。

問2-10 補助対象経費に振込手数料や代引手数料、送料は含めてもいいか。

答2-10

- ・ 手数料や送料は補助対象外です。(補助対象経費には含めません。)

問2-11 施設確認の日より前に感染防止対策として購入した設備は対象となるのか。

答2-11

- ・ 県の施設確認における指摘事項を改善するために行った設備投資が対象となるため、施設確認の日より前に購入した設備は、本補助金の対象外です。

問2-12 非接触型水栓を導入する場合、センサー式、レバー式、足踏み式のどれを選んでもいいのか。

答2-12

- ・ 方式について具体的な指示がある場合を除き、ご自身の店舗に適したものをご購入ください。

問2-13 施設の開業前であっても補助金申請は可能か。

答2-13

- ・ 実際に事業を営んでいる方が対象となるため、開業後に申請してください。

問2-14 法人を経営しているが、設備の支払いは従業員のクレジットカードで行った（又は個人事業主だが、設備の支払いは代表者ではなく従業員が行った）場合でも、補助金の対象となるか。

答2-14

- ・ 対象となります。但し、補助事業者（法人又は個人事業主の代表者）と設備の支払者との間で、経費の精算を行ったことが分かる書類（両方の通帳の写しなど）を添付のうえ、申請してください。

問2-15 飲食店を2店舗経営している。そのうち1店舗については令和3年度中に認証を取得し、補助金交付も受けているのだが、もう1店舗について令和4年度に認証を取得、補助金申請を行いたいと考えている。この場合、令和4年度の補助金の上限額はいくらになるのか。

答2-15

- ・ 令和3年度中に本補助金の交付を受けている事業者については、令和3年度の補助金額と令和4年度の補助金額を合算した金額が、補助上限額内に収まっている必要があります。
- ・ 具体的には次のとおりです。

例) 令和3年度中に8万円の補助金交付を受けている場合

⇒ 会社全体の従業員数が6名以上の場合は、令和4年度の上限額は12万円

※ 20万円（従業員6名以上・飲食店の上限） - 8万円（令和3年度の補助金交付額） = 12万円

⇒ 会社全体の従業員数が5名以下の場合は、令和4年度の上限額は2万円

※ 10万円（従業員5名以下・飲食店の上限） - 8万円（令和3年度の補助金交付額） = 2万円

3 申請書類について

問3-1 従業員数が6名以上の飲食店（又は21名以上の宿泊業）の場合、従業員数を確認するための書類の提出は必須か。

答3-1

- ・ 必須となります。
- ・ なお、補助金申請額が、飲食店の場合10万円、宿泊業の場合20万円を超えない場合は提出不要です。

問3-2 従業員数を証する書類は、いつ時点のものを提出する必要があるのか。

答3-2

- ・ 直近のものをご提出ください。

問3-3 補助事業を実施したことを確認できる書類（設備の設置場所の写真）は設置前と設置後両方の写真が必要か。

答3-3

- ・ 設置後の写真のみで結構です。

問3-4 支払いを確認できる書類はレシートでもいいか。

答3-4

- ・ 誰が購入したものなのかがわかるよう、原則として宛名のある領収書等を提出してください。

問3-5 インターネット銀行を振込口座にしたい場合、通帳の写しはどうすればいいか。

答3-5

- ・ 次の情報が表示された部分を印刷して提出してください。
※ 必要な情報：金融機関・支店名、預金種別、口座番号、口座名義人（漢字・カナ）

4 その他

問 4－1 補助金は、所得税や法人税の課税対象となるのか。

答 4－1

- ・ 補助金は会計上、支払いを受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。